

令和5年度当初予算 少子対策・子育て支援関連施策（主な新規・拡充事業）

資料1

※下線は拡充部分 (単位：千円)

事業名	事業内容	金額																				
I 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築																						
【新】県内企業人材確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）	<p>県内中小企業の人材確保を図るとともに、若者の県内就職及び定着を促進するため、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業を支援</p> <p>○補助対象 本社が県内にある中小企業 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業を実施する企業の県内事業所</p> <p>○支援対象 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 ・30歳未満（申請年度末時点で29歳以下） ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ・申請時点で県内事業所に勤務する者 ・申請時点で当該企業就職後5年以内の者 <p>○支援期間 対象者1人につき最長5年間</p> <p>○補助率 奨学金年間返済額の2/3（上限：12万円/年）</p> <p>○実施方法 （一財）兵庫県雇用開発協会にて実施</p>	93,729																				
【新】社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業	<p>県内の社会福祉法人等における若手職員の確保と定着を促進するため、若手職員の奨学金返済支援制度を有する法人を支援し、法人における奨学金返済支援制度の導入を促進</p> <p>○補助対象 本社が県内にある社会福祉法人等</p> <p>○支援対象 上記法人に勤める者で、以下の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正職員（令和2年4月1日以降に採用された者） ・30歳未満（申請年度末時点で29歳以下） ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ・申請時点で県内事業所に勤務する者 ・当該法人就職後5年以内の者 <p>○支援期間 対象者1人につき最長5年間</p> <p>○補助率 奨学金年間返済額の2/3（上限：12万円/年）</p> <p>○実施方法 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会にて実施</p>	12,523																				
【新】県立学校環境充実事業の実施	老朽化が進行している県立学校施設について、県立学校施設管理計画に基づく長寿命化改修を計画的に実施するとともに、選択教室や体育館の空調整備、発展的統合に伴う整備など、施設環境改善を集中的に実施	1,581,368																				
【新】ひょうごの未来を担う高校生等の部活動等応援事業	児童生徒が充実した学校生活を送ることができる環境整備として、授業や部活動で使用する用具・備品、各校の状況・特色に応じた整備を集中的に実施	395,000																				
【拡】私立高等学校等生徒授業料軽減補助	<p>就学機会を確保するため、国の就学支援金制度に県単独加算を行い、生徒の学資負担者の経済的負担を軽減</p> <p>○対象生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校生（県内校通学者） ・私立高校生（隣接府県及び関西圏内校通学者） 大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県内所在校通学者 ・専修学校及び各種学校（高等課程相当）生徒（県内校通学者） <p>○拡充内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・590万円未満世帯の授業料実質無償化 年収590万円未満の世帯について県加算を拡充し、県内平均授業料44万円まで補助上限を引き上げ、実質無償化を実現 ⇒R4:40.8万円（国39.6万円+県1.2万円）→R5:44.0万円（国39.6万円+県4.4万円） ・910万円未満世帯への多子加算の新設 年収910万円未満の多子世帯（子供3人以上）に対し、多子加算（生徒1人あたり1万円）を実施 <p>○授業料軽減補助制度の内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層別の所得基準</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(拡) 年収590万円未満世帯</td> <td>396</td> <td>44</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>年収590～730万円未満世帯</td> <td>※全国平均授業料並</td> <td>(現行) 12.0</td> <td>(現行) 408.0</td> </tr> <tr> <td>年収730～910万円未満世帯</td> <td>118.8</td> <td>100</td> <td>218.8</td> </tr> <tr> <td>年収910万円未満世帯</td> <td></td> <td>50</td> <td>168.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、県内高校の単価 ※専修学校・各種学校は県内高校の1/2の単価 ※県外高校は県内高校の1/4の単価(相互実施の場合は1/2) ※(新)年収910万円未満の多子世帯(扶養する子供が3人以上の世帯)は1万円を加算</p>	階層別の所得基準	国	県	計	(拡) 年収590万円未満世帯	396	44	440	年収590～730万円未満世帯	※全国平均授業料並	(現行) 12.0	(現行) 408.0	年収730～910万円未満世帯	118.8	100	218.8	年収910万円未満世帯		50	168.8	870,229
階層別の所得基準	国	県	計																			
(拡) 年収590万円未満世帯	396	44	440																			
年収590～730万円未満世帯	※全国平均授業料並	(現行) 12.0	(現行) 408.0																			
年収730～910万円未満世帯	118.8	100	218.8																			
年収910万円未満世帯		50	168.8																			
【新】青少年のスマホ等の適切な利用推進事業	<p>青少年の適切なスマホ利用等について県民への啓発を行う</p> <p>○ネット広告 「青少年のスマホ等の過度な利用による健康被害の防止」、「青少年のネットトラブル防止」をテーマに作成・配信 配信対象：県内小学生及びその保護者</p> <p>○ワークシート配布 生活時間やネットの使い方等を家族で話し合うためのワークシートを作成・配布 配布対象：県内小学校1年生</p>	5,050																				
【新】AIを活用したサイバーパトロールの推進	<p>SNS上の違法有害情報を迅速かつ効率的に検索し、送信者に対して注意喚起・警告メッセージを発信することにより、子供の性被害等の犯罪を未然に防止するため、AIを活用したシステムを新たに導入の上実施</p> <p>○対象 ツイッター等のSNS ・子供の性被害につながるおそれのある書き込みに対するサイバーパトロール等で、新たにAIを活用したシステムに「援交」などのキーワードを記憶させ、SNS中のキーワードに該当する投稿を自動収集した上、警察から注意喚起・警告メッセージを送信。</p>	2,904																				

事業名	事業内容	金額
II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援		
【拡】結婚に伴う新生活の支援	経済的理由で結婚に踏み出せない新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する市町に対して補助を実施 ○実施主体 市町 ○対象世帯 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯 ○対象経費 新居の住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用 ○補助上限額 夫婦共に29歳以下：600千円、左記以外300千円 (いずれも1世帯当たり) ○負担割合 都道府県主導型市町村連携コース：国2/3、市町1/3 一般コース：県1/2、市町1/2	144,437
【新】不妊症に関する広報等による普及啓発事業	男性不妊を含む不妊症について、県民の理解を深めるため、動画を活用した普及啓発を実施 ○実施主体 県 ○方法 ・デジタルサイネージ広告(神戸、阪神、中播磨地域を中心に主要駅等を想定) ・SNS広告(YouTube等でのターゲティング広告等) ※不妊治療の主要な対象層である20~30代をメインに広告表示 ・県YouTubeチャンネル(ひょうごチャンネル)等	5,000
【新】不妊治療支援検討会の設置	子どもを持ちたいと望む方が安心して不妊治療を受けられる体制整備等についての検討会を設置 ○実施主体 県 ○方法 ・不妊治療にかかる実態調査 先行事例の自治体への現地調査等 ・不妊治療支援検討会の設置 年間3回程度	500
【新】妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業	妊婦や、特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を支援 ○実施主体 市町 ○負担割合 相談支援：【上半期】国2/3、都道府県1/6、市町1/6 【下半期】国1/2、都道府県1/4、市町1/4 経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市町1/6 ○対象者 妊婦及び0歳から2歳の子を持つ子育て家庭 ○基準額 妊娠届出時：5万円相当 出生届出時：5万円相当 計10万円相当	807,634
III 幼児教育・保育と子育て支援		
【新】保育所等多機能化調査研究事業	保育所等で放課後児童クラブの実施や医療的ケア児の受け入れ促進など、多機能化するために必要な要件(場所・人など)や、先行事例等を調査研究 ○事業手法 公募プロポーザルで委託事業者を選定予定	10,000
【拡】保育体制強化事業	保育に関する周辺業務や児童の園外活動時の安全管理に地域の多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減 ○対象施設 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業 ○実施主体 市町 ○補助対象 ・保育支援者の配置 100千円/月 ・園外活動時の見守り 45千円/月 ・スポット支援員の配置 45千円/月 ○負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4 ○実施箇所数 292施設	69,387
【新】乳幼児保育等におけるSDGsの取組への理解促進	乳児期、幼児期において、日常生活や遊びの中でSDGsに関する感性を育てるため、認定こども園等を対象とした研修を実施 ○対象者 認定こども園園長、保育所施設長、幼稚園園長などの指導者 ○内容 ・SDGsの概要 ・SDGsと幼児保育の関係 ・食育やリサイクルなどの具体的なSDGsの教育方法の事例紹介	502
【新】子育て世帯訪問型支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ また、県にて、早期に事業着手した自治体の事例共有や意見交換の場を設け、市町における円滑な事業実施を図る ○支援対象 ・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ・その他、市町が特に支援が必要と認めた家庭 ○負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4	33,540
【新】一時預かり利用者負担軽減事業	所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対してその一部を補助することにより、低所得世帯等の一時預かり事業の利用の促進を図る。 ○対象者 ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 ・年収360万円未満世帯 ・その他要支援児童のいる世帯 ○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3	4,964

事業名	事業内容	金額
IV 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現		
【拡】ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及推進	令和4年11月に創設した、県内企業の女性活躍を促進するため、女性の管理職比率などの指標から、企業が自己診断により女性活躍推進状況を見える化し、一定の基準に達した企業を認定・PRすることで、県内企業の女性活躍推進に向けた取組を後押しする制度「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」の普及を推進 ○ミモザ企業応援アドバイザーの配置（1名） ○広報事業（説明会・交流会・フォーラム）の実施	4,577
【新】男性の家事・育児推進事業	男性の家事・育児の参画を促進する講座を企業・事業所、地域等において開催するなど、希望する男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するほか、男性の子育てや地域活動への参画のきっかけづくりを支援 ○「父親の子育て応援カフェ」の開催 10回 ○「お父さん応援フォーラム」の開催 1回 ○「イクメンへの道プロジェクト」（セミナー、体験レポートの発信、親子料理教室の開催）	3,818
V 子どもと子育てに温かい地域社会づくり		
【拡】地域と学校の連携・協働体制推進事業	子どもの成長を支えていくため、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進 ○地域・学校協働体制の推進 ・事業内容 地域連携関係者研修の実施 地域・学校連携プログラムの普及 教職員のための社会教育主事講習受講の支援 地域連携アドバイザーの派遣 ○統括地域コーディネーター等の配置 ○地域学校協働活動の実施 ・事業内容 学校を支援する活動（登下校の見守り、防災、感染症予防対策等） 学習支援・体験活動（放課後等の補充学習、スポーツ、文化体験等） ○県立学校における兵庫県版コミュニティー・スクールの試行 ○コミュニティー・スクールの導入推進及び活動の充実を図る実践研究 ・事業内容 既存コミュニティー・スクールの発展・拡充及び、さらなる導入に向けた調査研究を実施	67,175
VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援		
【新】児童虐待防止のためのSNS相談事業	児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を整備していくことため、国が令和5年2月から運用開始した全国一元的なSNS相談支援について、外部委託により県内3自治体（県、神戸市、明石市）で一体的運用を実施する ・対象 兵庫県内に居住する児童、保護者等 ・内容 ①児童虐待に関する相談、又は児童虐待につながる恐れのある子育てに関する相談 ②その他子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、家庭や家族の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般	38,720
【新】ひょうごペアレントトレーニング普及推進事業	児童虐待の発生、重症化、再発予防のため、こども家庭センター、市町、児童家庭支援センター等が保護者支援を行うためのペアレントトレーニング等を含めたプログラムを整備し、普及を推進 ○プログラム教材作成（2,376千円） 子どもへのわかりやすい伝え方や褒め方等を視覚的に学べる教材を作成 ○研修実施（360千円） ロールプレイによる模擬実践等を行い、作成したプログラムを活用できるよう研修を実施	2,736
【新】新たな子育て家庭支援基盤整備事業	改正児童福祉法の令和6年度4月施行により、新たに創設・拡充される市町事業について支援 ○母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進 ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（77,452千円） 対象経費：子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用 負担割合 国2/3、県1/12、事業者1/4 ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（28,364千円） 対象経費：子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、双方の連携強化の推進を図るため、統括支援員を配置する際に必要な費用 負担割合 国9/10、市町1/10 ○支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした新たな家庭支援の推進 ・保護者支援臨時特例事業（10,710千円） 対象経費：子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施するために必要な費用及びペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4 ・子育て短期支援臨時特例事業（549千円） 対象経費：保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図るために要する費用 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3 ○支援の必要性の高い子どもへの支援体制の強化 ・社会的養護自立支援整備（32,996千円） 対象経費：社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に必要な費用 負担割合 国2/3、県1/12、事業者1/4	150,071

事業名	事業内容	金額
<p>(VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援〔続き〕)</p>		
<p>【新】里親・特別養子縁組強化推進事業</p>	<p>○民間委託のモデル実施 (2,801千円) 豊岡こども家庭センター管内での里親支援業務の民間委託の検討結果を踏まえ、民間事業者への一部業務の先行委託を実施 ・実施内容 ア里親会等と連携した相談会・出前講座等 イ但馬地域での里親研修のサテライト開催 ウ里親支援連携推進員の配置 ・実施手法 民間事業者へ委託 ※ウは直執行 ○里親支援センターの開設準備支援 (32,000千円) センター開設(※)に向けた開設準備経費を委託予定法人に補助 ※改正児童福祉法により、R6.4開設の予定 ・実施箇所数 4箇所(西宮、川西、姫路、豊岡のこども家庭センター管内) ・対象経費 準備期間の人員費、備品(机、椅子、パソコン)等 ・補助率 定額 ・補助上限額 8,000千円/箇所 ○全県におけるフォスタリング業務の推進 (23,972千円) 民間委託を推進する観点の実施内容を強化し、担い手育成、地域での支援を充実 ・リクルート(里親新規開拓) ア 広報、啓発活動 イ 里親説明会、相談会、出前講座、全県フォーラム ・研修・トレーニング ア 基礎・認定前・更新研修 等 イ 未委託里親トレーニング ・マッチング ア 里親・親子縁組推進会議 イ 週末里親事業 ・委託後支援・交流 ア 里親親子交流事業 イ 里親賠償責任保険事業</p>	<p>58,773</p>
<p>【新】全国里親大会兵庫大会の開催支援</p>	<p>全国の里親が一同に会する第68回全国里親大会が兵庫で開催されることから、開催地自治体として負担金を交付 ○主催 厚生労働省、(公社)全国里親会、全国里親大会兵庫大会実行委員会 ○開催日 令和5年10月28日(土)、29日(日) ○開催場所 神戸国際会議場 ○実施内容 行政説明、基調講演、シンポジウム ○参加者数 500人程度</p>	<p>500</p>
<p>【新】社会的養護充実強化推進事業</p>	<p>① 社会的養護自立支援の実態把握 (933千円) ○実施内容 ・実態把握調査(アンケート調査、インタビュー調査) (7)調査項目 就労・就学、住まい・家計の状況 等 (4)対象者 H30~R4年度に退所した義務教育終了後の児童 ・支援のあり方検討委員会 (7)検討内容 実態把握調査の内容、調査結果検証、支援策検討 (4)回数 4回 ② 社会的養護自立支援拠点の整備支援 (35,034千円) ○補助対象 児童養護施設等 ○対象経費 社会的養護自立支援拠点開設に要する相談室や交流スペース等整備費 ○負担割合 国2/3、県1/12、事業者1/4 ③ 社会的養育の推進に向けた取組の実施 (2,332千円) ○実施内容 ・ケアラーバースト支援体制構築のための関係機関との調整 ・施設間及びこども家庭C職員の相互交流の場の設定 等 ④ 児童養護施設の対応力向上研修 (345千円) ○対象者 児童養護施設従事者 ○研修内容 児童養護施設内での発達に特性を持つ児童への支援方法等 ○実施回数 2回(神戸、姫路) ○定員 30人/回 ⑤ 認知機能向上に向けたトレーニングの支援 (1,000千円) ○補助対象 児童養護施設 ○対象経費 認知トレーニングに必要な学習教材、運動トレーニング 器具、講師派遣経費等 ○補助基準額 25,000円(対象児童1人あたり) ○負担割合 国1/2、県1/2 ⑥ 入所児童に対する学習支援 (523千円) ○実施内容 児童養護施設等に学生等ボランティアを派遣 ○派遣回数 1回/週(概ね各施設1人程度) ○内容 ・基礎学力の指導、家庭学習の補助、児童との交流、見守り 等</p>	<p>40,167</p>
<p>【新】DV防止・被害者保護計画の改定</p>	<p>○検討委員会 (7)検討内容 現行計画の取組状況の検証、課題を踏まえた方向性・施策の実施に関する重要事項 (4)回数 4回(予定) ○パブリックコメント</p>	<p>510</p>

事業名	事業内容	金額
(VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援〔続き〕)		
【新】ひとり親家庭実態調査事業	子育てしやすい環境整備に向け、多岐にわたるひとり親の抱える問題やニーズに対して、実態調査を実施。 ・実施主体 兵庫県（委託により実施） ・調査対象 県内（政令市、中核市を除く）に居住する母子世帯及び父子世帯	1,305
【新】困難女性支援法の施行に伴う兵庫県基本計画の策定	○現状把握（ニーズ調査） ○検討委員会 (7)検討内容 基本的な方針、施策の実施内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項 (4)回数 4回（予定） ○パブリックコメント	600
【拡】「子ども食堂」応援プロジェクト	NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成 ○事業主体 NPO、地域住民グループ等 ○回数 月1回以上 ○受入人数 10人以上 ○補助上限額 230千円（月2回以上）、130千円（月1回）	5,400
【拡】生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を行うとともに、ひきこもり状態の者など社会的に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を実施 ○長期間自宅から出られない者を関係機関につなぐアウトリーチ型の支援 ・実施箇所 6健康福祉事務所管内 ・相談員数 7人（うち2人はアウトリーチ支援員）	21,374
【新】支援検討会議の設置	本県のひきこもり支援施策をさらに効果・効率的に進めるため、兵庫県ひきこもり連携支援検討会議を設置し、現状の課題整理や新施策の検討等を実施する。 ○兵庫県ひきこもり連携支援検討会議 ・構成委員 家族会、支援団体、有識者、市町等 ・開催回数 3回 ○実態・ニーズ調査 ・内 容 各地域に赴き、ヒアリング形式により実態・ニーズを把握 ・対 象 当事者（元当事者含む）、家族会、支援団体等	500
【新】青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」	高校生等の青年期世代の発達障害者が、一定期間同じ仲間と様々な活動に取り組むことで、他者との関わり方や振る舞い方などの学びを得られる「居場所づくり」をモデル実施し、成果の発信を行う。 ○拠点 2箇所 ○定員 5～10名程度/1拠点 ○回数 年40回程度	5,000
【新】養育費履行確保等支援事業	養育費の履行確保を支援するために、公正証書作成費等を補助するとともに、継続した養育費支払いの履行確保を図るために、養育費保証契約の初回保証料を補助。 ○養育費に関する公正証書作成費等補助事業（720千円） ・対象者 20歳未満の子を養育する離婚を考える父母及びひとり親 ・内 容 養育費に関する公正証書作成等にかかった経費の補助 ・支給額 実費（上限3万円） ○養育費保証契約補助事業（600千円） ・対象者 強制執行認諾条項付きの公正証書等によって養育費の取り決めをし、保証会社と養育費保証契約（1年以上）を締結している20歳未満の子を養育するひとり親 ・内 容 保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料の補助 ・支給額 実費（上限5万円）	1,320